



(管理者)

第7条 乙は、業務の管理をつかさどる管理者を定め、この契約締結後5日以内に管理者選任届出書(様式第2号)及び経歴書(様式第3号)により甲に届け出なければならない。管理者を変更したときも同様とする。

(完了報告及び完了確認等)

第8条 乙は、業務を完成したときは、遅滞なく甲に業務完了報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務の完了の確認のための検査を行わなければならない。

(契約金額の請求及び支払い)

第9条 乙は、前項の検査に合格したときは、請求書(様式第5号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理したときは、その日から30日(以下「約定期間」という。)以内に契約金額を支払わなければならない。

(検査の遅延)

第10条 甲がその責に帰すべき事由により第9条第2項の期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるとき、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日に満了したものとする。

(遅延利息)

第11条 甲はその責に帰すべき理由により、約定期間内に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払い額に対して、年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が100円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

2 甲は乙がその責に帰すべき理由により、約定期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、乙が実施した業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、代価の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(甲の催告による解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同行の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第2条の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (2) その他この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 不正の手段により代価の支払を受けたとき。
- (2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、再契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(乙の解除権)

第15条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項前段の規定により業務の変更をしたため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第5条第1項後段の規定により業務を中止したため中止期間が業務期間2分の1を超えたとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第16条 乙は、第14条及び第15条の規定により契約を解除された場合はこれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。

2 甲は第16条の規定により契約を解除された場合はこれによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。

3 前各号の賠償額は、甲、乙協議して決める。

(不当介入に対する措置)

第17条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(補足)

第19条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印してそれぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県

契約担当者

岩手県農業研究センター畜産研究所

種山畜産研究室 室長 大宮 元

乙 住所

氏名



様式第2号

管理者選任届出書

令和 年 月 日

岩手県農業研究センター  
畜産研究所種山畜産研究室長 様

受託者 住所  
名称  
代表者

印

次のとおり管理者を定めたので、契約書第7条の規定により、届け出ます。

業務名	
契約金額	金 円
契約年月日	令和 年 月 日
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
管理者	

(注) 経歴書を添付のこと。

# 経歴書

本籍地

現住所

氏名

印

生年月日

学歴 (最終学歴)

資格 (法令による免許及び登録番号)

職歴

令和 年 月 日

岩手県農業研究センター

畜産研究所種山畜産研究室長 様

住所

氏名

印

### 業務完了報告書

令和 年 月 日をもって下記の業務を完了したので、報告します。

業 務 名	
業 務 場 所	
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
契 約 金 額	円
業 務 完 了 年 月 日	令和 年 月 日

様式第5号

令和 年 月 日

岩手県農業研究センター

畜産研究所種山畜産研究室長 様

受注者 住所  
氏名

印

### 請 求 書

次のとおり請求します。

請 求 金 額	円
業 務 名	
業 務 場 所	
契 約 金 額	円

## 乾草舎屋根修繕仕様書

### 1 趣旨

この仕様書は、次の業務の施工について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 業務名 乾草舎屋根修繕業務
- (2) 履行場所 岩手県気仙郡住田町世田米字子飼沢 30

### 2 施行条件等

- (1) 業務の施工及び資材搬入にあたっては、事前に監督員と協議の上、安全対策に十分配慮すること。
- (2) 業務の施工に際しては、細心の注意を払うものとし、万一、施設等に損傷を与えた場合は、受任者の責任において現状に復すこと。
- (3) 業務の施工に伴い、仕様内容と違いが生じた場合は、別途協議すること。
- (4) 業務の施工にあたっては、事前に施設担当職員の説明を受け、施設の使用予定等を把握の上、作業を実施すること。

### 3 廃棄物の処理

業務の施工により生じた廃棄物の処理については、受注者において適正に処分すること。

### 4 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの業務の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議するものとする。